

身体障がい者割引について

ご乗車・ご購入前に

- ・各地方公共団体で発行する身体障がい者手帳・療育手帳が必要です。
- ・介護者割引の適応には、身体障がい者手帳・療育手帳に「要介護」表記が必要です。
- ・対象の身体障がい者の方が介護者と同時に同区間の乗車券を購入し乗車される場合、各種乗車券を5割引いたします。詳しくは下表をご覧ください。

ご利用券種	内 容	割 引 率
お金(現金) 回数乗車券	ご本人が乳児の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ご本人は無料 ・介護者の方は5割引
	ご本人が幼児の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ご本人のみご乗車の場合、小児運賃の半額 ・介護者の方は5割引。介護者(保護者)同乗の場合、本人を含む幼児2名まで無料
	上記以外の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ご本人、介護者の方は共に5割引
定期乗車券	ご本人が乳児の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ご本人は無料 ・介護者の方は通常定期券料金の3割引
	ご本人が幼児の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ご本人は通常定期券料金の5割引 ・介護者の方は通常定期券料金の3割引
	ご本人が小児の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ご本人は通常定期券料金の5割引 ・介護者の方は通常定期券料金の3割引
	ご本人が大人の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ご本人、介護者の方は共に通常定期券料金より3割引
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児は0歳児、幼児は1～6歳児(幼稚園児まで)、小児は7～12歳児(小学生まで)、大人は13歳以上(中学生以上)の方を対象とします。 ・お金(現金)・回数乗車券でお支払いの場合、10円未満の運賃は10円単位に切り上げた額となります。 ・定期乗車券をご購入の場合、10円未満の運賃は10円単位に四捨五入した額となります。 	

※表のいずれにも当てはまらない場合は、お問い合わせ願います。

※精神障がい者の方への割引はございません。